

一般財団法人ふくしま建築住宅センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を福島県福島市に、従たる事務所を同県福島市、同県郡山市、同県いわき市及び同県会津若松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 センターは、良好な住環境の整備と建築物の安全性の確保を図るとともに、住宅に関する情報の提供及び相談を通じて、県民が安全で安心して生活できる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築基準法に基づく確認、検査
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価
- (3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行等に関する法律に基づく住宅瑕疵担保責任保険業務
- (4) 独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく審査業務
- (5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく審査業務
- (6) 建築に関する調査、統計業務等
- (7) 建築・住宅及び住環境整備に関する調査、研究、情報提供及び相談
- (8) 住環境の整備に関するまちづくり活動支援のための調査、相談及び支援
- (9) 良質住宅普及促進のための研究、相談及び啓蒙
- (10) 公共建築物及びその附帯施設の管理受託
- (11) その他センターの目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福島県において行うものとする。

(公 告)

第5条 センターの公告は、官報に掲載する方法による。

- 2 センターの貸借対照表の公告は、前項にかかわらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過するまでの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 センターの財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号に定める財産をもって構成する。

(1) センターの目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産。

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、センターは、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむ得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合及び基本財産から除外しようとする場合は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。この理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の多数をもって行うこととし、評議員会における承認も、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、評議員会において定めるもののほか、理事会において別に定める財産管理運用規程による。

(その他の財産の管理・運用)

第8条 第6条第3項に規定する「その他の財産」の管理・運用は、理事長が行うものとし、これに必要な事項は、理事会において別に定める財産管理運用規程による。

(事業年度)

第9条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 センターの事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができ
る。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第11条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下、「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を受けなければならない。
- 2 センターは、前項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。
 - 3 第1項の計算書類等については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に認可行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第12条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。
この理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の多数をもって行うこととし、評議員会における承認も、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。
- 2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も、前項と同様とする。

(会計原則)

- 第13条 センターの会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
- 2 センターの会計処理に必要な事項は、理事会において別に定める経理規程によるものとする。

第4章 評 議 員

(評議員の設置)

- 第14条 センターに、評議員3名以上9名以内を置く。
- 2 評議員のうち、1名を評議員会の会長、1名を副会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員会の会長及び副会長は、評議員会において選定する。

3 評議員は、センターの理事及び監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(権 限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議を行うとともに、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第18条 評議員には、毎年度の総額が、60万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評 議 員 会

(構成及び権限)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用の額の決定及びそれに関する規程

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け

- (6) 基本財産の処分又は担保への提供及び同財産からの除外
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 理事会において評議員会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるものの他、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により通知をしなければならない。ただし、あらかじめ評議員の承諾を得た場合は、電磁的方法により通知をすることができる。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会の会長がこれに当たる。

- 2 評議員の会長に事故があるときは、評議員会の副会長が議長になる。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第24条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に別に定めるものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

第6章 役員

(役員の設置)

第29条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事、1名を常務理事、1名を理事（特命事項担当）とすることができる。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、専務理事、常務理事及び理事（特命事項担当）をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事である理事長及び業務執行理事である専務理事、常務理事及び理事（特命事項担当）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他の法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。
- 4 常務理事は、理事長の命を受け、センターの業務を執行する。
- 5 理事（特命事項担当）は、理事長の命を受け、センターの業務を執行する。
- 6 理事長、専務理事、常務理事及び理事（特命事項担当）の職務権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 理事長、専務理事、常務理事及び理事（特命事項担当）は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) センターの業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。
ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された役員（増員により選任された監事を除く。）の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第35条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引制限)

第36条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引

(3) センターが当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるセンターと当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、別に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第37条 センターは、役員の一般社団・財団法人法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 センターは、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理 事 会

(構 成)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定
- (4) 理事の職務の遂行の監督
- (5) 代表理事(理事長)及び業務執行理事(専務理事、常務理事、理事(特命事項担当))の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産(基本財産を含む)の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第37条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第40条 理事会は通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度定期に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第32条第1項第5号により、監事から理事長に請求の招集があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第40条第3項第3号又は第4号後段の規定により臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により議長を定める。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別に定めるものを除き、議決に加わることでできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第7項に定める報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第48条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第8章 事務局

(設置等)

第49条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の局長は、理事長が理事会の承認を受けて任免し、その他の職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 理事会及び評議員会の議事に関する事項
- (4) 財産目録

- (5) 役員等の報酬並びに費用に関する規程
 - (6) 事業計画書及び収支予算等
 - (7) 事業報告書及び計算書類等
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第51条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

- 第52条 センターは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

- 第53条 センターは、一般社団・財団法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。
- 2 前項によるほか、センターは、第3条に規定する目的が達成又は達成の不能が確定したときは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議により解散することができる。

(剰余金及び残余財産の処分等)

- 第54条 センターは、剰余金の分配を行わない。
- 2 センターが解散等により精算するときに有する残余財産は、評議員会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第55条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第56条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第11章 雑 則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において準用する第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 センターの設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理 事	菊池光矩	西坂 昭	田畑光三	陽田秀夫	松井壽則
	田中幸吉	齋藤直樹	堀内啓介	佐々木孝男	
監 事	五十嵐 徹	木村武美			

4 センターの最初の代表理事は菊池光矩、業務執行理事は西坂 昭とする。

5 センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高木明義	蛭田修二	菊地ミドリ	鈴木 隆	齋藤 浩	増子 隆
坂本樹三郎	竹内 陽	野内忠宏			